

デイサービスいろは通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人仁生会が開設するデイサービスいろは（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、要介護状態となった者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練・アクティビティサービス等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- サービスの提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に努め、目標を設定し、計画的に行い、利用者に対し、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行うものとする。
 - 事業者自らその提供する通所介護の質の評価を行い、常にその改善に努めるとともに、職員の資質向上を図るため、随時研修を行うものとする。
 - 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。又、サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導、必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 介護保険法令に係る規定を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 デイサービスいろは
- 所在地 高知県高知市一宮西町1丁目5番17号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 管理者 1名
事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に事業に関し指
定基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 生活相談員 1名以上
生活や福祉、介護等に関する相談及び助言等を行うものとする。
- 看護職員 1名以上
看護に関する業務及び機能訓練を行うものとする。
- 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練に関する業務及び主たる資格業務を行うものとする。
- 介護職員 4名以上
介護に関する業務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は、次のとおりとする。

- 営業日 月曜日から土曜日までとする。
日曜日及び1月1日と1月2日は休業日とする。
- 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- サービス提供時間 午前9時00分から午後5時

(指定通所介護の利用定員)

第6条 定員は、30名とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 通所介護計画に基づき、在宅の利用者に通っていただき、又は送迎し、機能訓練など日常生活を営む事が出来るよう必要な介護サービスの提供を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。**

- 2 介護保険給付対象外のサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得たうえで利用者からその費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 介護保険給付対象外のサービスの種類、内容及び費用の額は、**重要事項説明書に定めるものとする。**

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、高知市（一宮・薊野・布師田）、南国市（岡豊町、滝本、小蓮）とする。その他の地域については、利用者又はその家族との協議のうえ個別に対応するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの提供を受ける際、他の利用者の迷惑になる行為は慎むとともに、事業所内の設備、器具は本来の用法に従って利用するよう留意するものとする。

(緊急時における対応)

第11条 事業所は、通所介護を実施中に、利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 消火設備その他の非常災害に際しては、必要な設備を整えるとともに、消防法令に従い、消防計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

- 2 火元責任者は、事業所の職員から選任するものとする。
- 3 消火訓練、避難訓練その他必要な訓練は毎年度2回行うものとする。

(感染症対策の強化)

第13条 事業所は感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、指針の整備、研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(事業継続に向けた取り組みの強化)

第14条 事業所は感染症や非常災害が発生した場合においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを、以下のとおり推進するものとする。

- (1) 業務の継続及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の策定、従業員への周知、研修及び訓練の定期的実施
- (2) その他業務継続のために必要な措置

(ハラスメント対策の強化)

第15条 従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化を図るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第16条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、虐待を受けている恐れがある利用者を発見した場合、ただちに防止策を講じ、市町村へ報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質向上を図るため、随時研修を行うものとする。

2 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、事業所は、事業所の職員が職員の資格を喪失した後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者と社会医療法人仁生会三愛病院院長との協議に基づいて別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月21日から施行する。

変更 平成19年10月 1日 変更 平成21年4月1日 変更 平成21年 6月1日

変更 平成23年 1月11日 変更 平成24年4月1日 変更 平成25年11月1日

変更 平成26年 4月 1日 変更 平成27年4月1日 変更 平成30年 4月1日

変更 令和 3年 4月 1日